9 浴室等 (条例第23条関係)

政 令	条 例
	第二十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等
	が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面は、粗面とし、又は滑りに
	くい材料で仕上げなければならない。
	2 浴室等のうち一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ
	一以上)は、次に掲げるものでなければならない。
	一 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。
	二 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること。
	三 出入口は、次に掲げるものであること。
	イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
	ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用
	者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差
	がないこと。

◎ 移動等円滑化基準チェックリスト (条例付加分)

施設等	チェック項目	
浴室等	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
(条例第 21 条)	②車椅子使用者用浴室等を設けているか (1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80 c m以上であるか	
	(4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けてい	
	るか	

[解説]

○公衆浴場や宿泊施設、スポーツ施設等の共同の浴室、シャワー室を設ける場合は、障がい者 をはじめ、全ての人が利用することができるよう定めたものである。次の用途に応じて、対 象となる浴室等は規定が適用される。

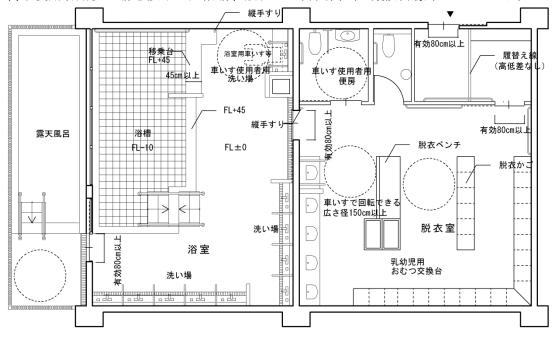
建築物の用途	基準適合の対象となる浴室等
特別特定建築物	不特定かつ多数が利用し、又は主として高齢
	者、障がい者等が利用する浴室等
条例 11 条で追加する特定建築物	多数の者が利用する浴室等

チェックリスト① (条例第 23 条第 1 項)

○対象となる浴室の床は全て、表面を滑りにくい仕上げとしなければならない。 (床の滑りに関し、建築設計標準に評価指標等が示されている。建築設計標準 P2-301~P2-302 参照。)

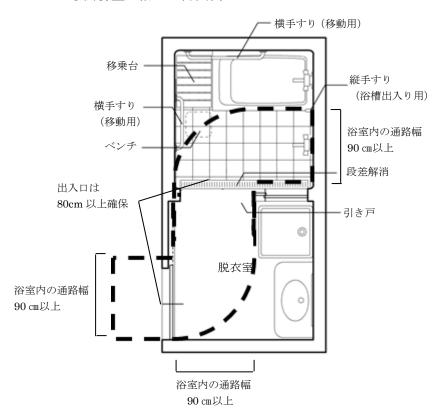
チェックリスト② (条例第 23 条第 2 項)

- ○建築物に、「不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する(条例で追加する特定建築物については、多数の者が利用する)浴室等」が設けられている場合、その1以上は次の要件を満たす浴室等としなければならない。
 - (1) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること
 - (2) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること
 - (3) 出入口の幅を 80cm 以上とすること
 - (4) 出入口の戸は車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がないこと (移動等円滑化経路を構成する出入口参照 (P76))
 - (1) 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること
 - ○高齢者、障がい者等が安全に利用できるよう、脱衣室、浴室、障がい者用シャワーブース、 更衣ブース等に転倒防止、身体支持、移動補助に配慮した手すりの設置を求めるものであ る。浴槽、シャワーについても高齢者、障がい者等が利用しやすいよう高さ等に配慮し、 設置するものとする。
 - (2) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保すること
 - ○車椅子使用者が浴室等で転回できるものとして、直径 150cm 以上の円が内接できる広さを 備えることを基本とする。
 - ○なお、脱衣室は「浴室等」の一部として扱い、脱衣室を設置する場合は、十分な空間(直径 150cm 以上の円)を確保することを基本とする。
 - ●車椅子使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の計画例(建築設計標準P2-196より)



○また、床面積の合計が 500 m²程度の小規模な施設については、平面計画、利用実態等を 鑑み、簡易型の浴室等の設置でもやむを得ないものとする。

●簡易型の浴室の計画例



[法逐条解説] 政令規定なし

〔建築設計標準〕 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

: $P2-192\sim P2-202$